

大阪労働局発表  
令和2年11月20日



【照会先】

大阪労働局 労働基準部  
(電話) 06-6949-6490

報道関係者 各位

## 近畿2府4県の建設工事現場に対して 一斉に監督指導を実施します

### 《一斉監督実施期間及び対象》

- 期間：令和2年12月1日～28日
- 対象：近畿2府4県の建設工事現場

大阪労働局（局長 木暮康二）では、一たび発生すると重篤な労働災害につながる建設業に対する労働災害の防止に取り組んできたところです。

令和2年1月から3月までを「冬季死亡災害防止強化期間」、令和2年9月から11月までを「緊急『STOP! 死亡災害2020』活動」期間とし、労使・関係者が一体となった労働災害防止活動を強力に推し進め、建設現場への指導強化や建設業等の関係団体に協力要請を行うなど、様々な取組を行っております。

しかしながら、令和2年6月及び10月に解体工事現場において、杭抜き機が転倒し、民家を破壊、住民が怪我を負い、停電する等の被害が相次いで発生しました。

また、道路工事において、建設作業員や警備員が建設機械に轢かれて死亡する災害が4件発生するなど建設機械に係る災害が多発し、さらには、掘削面が倒壊して下敷きになる災害が2件発生しており、今後の災害増加が懸念されます。

近畿2府4県においても、和歌山県や大阪府では、一昨年の台風21号の被害に係る復旧工事が続き、滋賀県や京都府では、新名神高速道路の建設工事が行われています。

このため、年末年始を迎えるに当たり、労働災害が発生しないよう各建設工事現場における墜落・転落の防止等の安全措置を徹底させるため、**本年12月1日～28日**に、**近畿2府4県の全労働基準監督署が一斉に監督指導**を実施します。

☆ 12月1日（火）に、近畿2府4県の労働局長が、**建設工事現場の一斉安全パトロール**を行います！